

南砺市富山紡績工場跡地民間主導公民連携事業導入業務委託 仕様書

1. 業務の目的

本業務は、「旧富山紡績工場跡地利活用 ORACCHA プロジェクト基本構想」（以下「基本構想」という。）や「南砺市福野地域 ORACCHA 構想の具現化に向けた事業計画案策定業務報告書」（以下「報告書」という。）で示された内容を基に公民連携の手法を用いて、富山紡績工場跡地の開発に受託共同企業体（構成員）自らが当該事業に投資を行い、仕様書で定める行政機能の確保と新たな民間事業者の誘致により持続可能な実施計画を策定することを目的とする。

2. 履行場所

南砺市 福野 地内

南砺市福野字宮ノ島 87 番 21 ほか 4 筆 16,550.63 m²

3. 履行期限

契約日の翌日から令和7年3月21日（金）

4. 業務の内容

（1）実施計画の策定

①事業手法の検討

富山紡績工場跡地への投資効果を検証しながら、整備体制及び運営形態の最適解を整理すること。

②イメージ図制作

基本構想や報告書で示させたコンセプト等を基本に、複数のイメージ図を制作し、市と事業評価委員会の意見等を踏まえて決定すること。

③空間デザイン方針

事業評価委員会や受託共同企業体が自己の費用で提携する専門家等からのアドバイス等により、経済的合理性を求めつつ全体空間のデザイン方針を作成すること。

④事業実施方針の策定

事業・整備の進め方、工程やスケジュールについて検討、整理すること。民間事業者の誘致については、周辺商業施設等との競合について整理すること。

⑤事業費の検討

確保すべき行政機能に係る整備費用について明らかにするとともに、受託共同企業体による投資とあわせて事業規模、整備年度等を整理したうえで、令和6年11月までに事業費を明らかにすること。あわせて公費による支援に頼らない持続可能な運営に係る収支計画を示すこと。

なお、確保すべき行政機能と面積基準は以下のとおりとする。

ア. 福野市民センター 約 200 m²

イ. 福野中部交流センター 約 70 m²

ウ. 会議室 約 300 m² (2~3 部屋連結可能式)

(2) 事業評価委員会の運営支援

事業評価委員会とは、当プロジェクトに必要な有識者及び地域の代表者等で構成し、各委員が持つ専門的知見や地域の特性、構想に基づいた助言、進捗を確認する委員会であり、その運営について協力すること。

①現地踏査

事業着手にあたり現地並びに周辺環境等について詳細に調査を行い、市の政策等についても理解しておくこと。

②委員会運営支援

年3回程度の開催を予定。各回とも事前に開催方針等について市と協議を行ったうえで、必要となる資料作成、議事録、謝金等の開催費用の負担並びにその他委員会の運営に協力すること。なお、特に構成すべき有識者がある場合は、受託共同企業体から推薦すること。

(3) 全体管理

円滑な事業進捗を図るため、着手時に事前に打ち合わせを行うこと。また、中間期並びに最後に地域住民に対し報告会を開催する予定であることから、その運営支援を行うこと。

5. 提供資料

(1) 旧富山紡績工場跡地利活用 ORACCHA プロジェクト基本構想

(2) 南砺市福野地域 ORACCHA 構想の具現化に向けた事業計画案策定業務報告

6. 打合せ

打合せ協議は、作業の工程、進捗にあわせて随時実施する。その際、福野地域づくり連絡協議会等の地域から意見があった場合は、その内容を尊重すること。また、実施する際は、事前に必要な資料等を提供し、実施後は打合せ記録簿を作成し提出すること。

7. 業務報告書の作成 (1 式)

上記に係る調査結果、協議内容、成果品等について、業務報告書として取りまとめ提出すること。

8. 成果物の提出

(1) 南砺市富山紡績工場跡地民間主導公民連携事業導入業務報告書 (電子データ 1 式)

9. その他

- (1) その他、協議等に必要な資料は、市が貸与するもの以外、原則として受託共同企業体が収集するものとする。
- (2) 受託共同企業体は、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後も同様とする。
- (3) 受託共同企業体は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。ただし、業務の一部でかつ、主要な部分を除き、あらかじめ委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (4) 本業務で得られた成果品の著作権をはじめ、本業務の成果品における一切の権限は市に帰属するものとし、著作権関係等の紛争が生じた場合、受託共同企業体の責任において処理すること。
- (5) 業務完了後、受託共同事業体の責任に帰すべき理由による成果物の不良個所が発見された場合は、受託共同企業体は速やかに市が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託共同企業体の負担とする。
- (6) 受託共同企業体は、業務を円滑に遂行するために、随時、市と連絡調整を行わなければならない。また、業務内容全般を常に把握している専任の担当者を置き、市の求めに応じて業務内容の報告を行うこと。
- (7) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、市と受託共同企業体が別途協議する。

10. 担当部署

南砺市 総合政策部 政策推進課 まちづくり推進係

所在地 〒939-1692 富山県南砺市荒木1550番地

電話 0763-23-2052

FAX 0763-52-6338

電子メール seisakusuishinka@city.nanto.lg.jp